

金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕 新旧対照表

(別紙3)

(改定前)			(改定後)		
2. 検証ポイント 【金融検査マニュアル及び検証ポイント】			2. 検証ポイント 【金融検査マニュアル及び検証ポイント】		
(金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)		検証ポイント	(金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)		検証ポイント
項目	1. 債権の分類方法		項目	1. 債権の分類方法	
	自己査定結果の正確性の検証			自己査定結果の正確性の検証	
(3) 債務者区分	(略)	1～6 (略)	(3) 債務者区分	(略)	1～6 (略)
②要 注意先			②要 注意先		
③破綻 懸念先			③破綻 懸念先		
		7. 資本的劣後ローンの取扱い (1) 金融機関の中小・零細企業向け(注1)			7. 資本的劣後ローンの取扱い (1) 金融機関の中小・零細企業向け(注1)

(改定前)			(改定後)		
		の要注意先債権（要管理先への債権を含む）で、貸出債権の全部または一部を債務者の経営改善計画の一環として、原則として以下の要件の全てを満たす貸出金（以下、「資本的劣後ローン」という。）に転換している場合には、債務者区分等の判断において、下記（２）を満たすことを条件として当該資本的劣後ローンを当該債務者の資本とみなすことができる。（注２） なお、資本的劣後ローンへの転換は、合理的かつ実現可能性が高い経営改善計画（注３）と一体として行われることが必要である。 ①資本的劣後ローンについての契約が、金融機関と債務者との間で双方合意の上、締結されていること ②契約内容に、原則として以下の全ての条件を付していること イ．資本的劣後ローンの返済（デフォルトによらない）については、資本的劣後ローンへの転換時に存在する他の全ての債権			の要注意先債権（要管理先への債権を含む）で、貸出債権の全部または一部を債務者の経営改善計画の一環として、原則として以下の要件の全てを満たす貸出金（以下、「資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）」という。）に転換している場合には、債務者区分等の判断において、下記（２）を満たすことを条件として当該資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）を当該債務者の資本とみなすことができる。（注２） なお、資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）への転換は、合理的かつ実現可能性が高い経営改善計画（注３）と一体として行われることが必要である。 ①資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）についての契約が、金融機関と債務者との間で双方合意の上、締結されていること ②契約内容に、原則として以下の全ての条件を付していること イ．資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）の返済（デフォルトによらない）については、資本的劣後ローン（早期経営

(改定前)			(改定後)		
		及び計画に新たに発生することが予定されている貸出債権が完済された後に償還が開始すること (注) 経営改善計画が達成され、債務者の業況が良好となり、かつ、資本的劣後ローンを資本と見なさなくても財務内容に特に問題がない場合には、債務者のオプションにより早期償還することができる旨の条項を設けることは差し支えない。 ロ. 債務者にデフォルトが生じた場合、金融機関の資本的劣後ローンの請求権の効力は、他の全ての債権が弁済された後に生ずること ハ. 債務者が金融機関に対して財務状況の開示を約していること及び、金融機関が債務者のキャッシュフローに対して一定の関与ができる権利を有していること ニ. 資本的劣後ローンがハ. その他の約定違反により、期限の利益を喪失した場合には、債務者が当該金融機関に有する全て			改善特例型) への転換時に存在する他の全ての債権及び計画に新たに発生することが予定されている貸出債権が完済された後に償還が開始すること (注) 経営改善計画が達成され、債務者の業況が良好となり、かつ、資本的劣後ローン (早期経営改善特例型) を資本と見なさなくても財務内容に特に問題がない場合には、債務者のオプションにより早期償還することができる旨の条項を設けることは差し支えない。 ロ. 債務者にデフォルトが生じた場合、金融機関の資本的劣後ローン (早期経営改善特例型) の請求権の効力は、他の全ての債権が弁済された後に生ずること ハ. 債務者が金融機関に対して財務状況の開示を約していること及び、金融機関が債務者のキャッシュフローに対して一定の関与ができる権利を有していること ニ. 資本的劣後ローン (早期経営改善特例型) がハ. その他の約定違反により、期限の利益を喪失した場合には、債務者が当該

(改定前)			(改定後)		
		の債務について、期限の利益を喪失すること (注1) ここでいう中小・零細企業とは「中小企業基本法」で規定する中小企業者及びこれに準じる医療法人、学校法人等とする。ただし、出資比率や経営の状況からみて大企業の関連会社(財務諸表規則における関連会社をいう。)と認められる企業を除く。 (注2) その後上記(1)②の諸条件を満たさなくなった場合には、資本的劣後ローンを当該債務者の資本とみなすことができないものとする。 (注3) 合理的かつ実現可能性が高い経営改善計画とは、資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1) 1.(3)③の経営改善計画等に関する規定を満たす計画とする。 なお、経営改善計画の進捗状況が計画を大幅に下回っている場合に			金融機関に有する全ての債務について、期限の利益を喪失すること (注1) ここでいう中小・零細企業とは「中小企業基本法」で規定する中小企業者及びこれに準じる医療法人、学校法人等とする。ただし、出資比率や経営の状況からみて大企業の関連会社(財務諸表規則における関連会社をいう。)と認められる企業を除く。 (注2) その後上記(1)②の諸条件を満たさなくなった場合には、資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)を当該債務者の資本とみなすことができないものとする。 (注3) 合理的かつ実現可能性が高い経営改善計画とは、資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1) 1.(3)③の経営改善計画等に関する規定を満たす計画とする。 なお、経営改善計画の進捗状況が計画を大幅に下回っている場合には、合

(改定前)			(改定後)		
		は、合理的かつ実現性の高い経営改善計画とは取り扱わない。 (2) 資本的劣後ローンを資本とみなすに際しては、金融機関において当該資本的劣後ローンの引当につき、<u>その特性を勘案し、例えば市場価格のない株式の評価方法を踏まえて算出する等、会計ルールに基づいた適切な引当を行うこととする。なお、企業会計基準委員会又は日本公認会計士協会において引当のルールが明確化された場合には、当該ルールに則り取扱うものとする。</u> <u>(追加)</u>			理的かつ実現性の高い経営改善計画とは取り扱わない。 (2) 資本的劣後ローン <u>(早期経営改善特例型)</u> を資本とみなすに際しては、金融機関において当該資本的劣後ローン <u>(早期経営改善特例型)</u> の引当につき、<u>「銀行等金融機関の保有する貸出債権が資本的劣後ローンに転換された場合の会計処理に関する監査上の取り扱い」(平成16年11月2日日本公認会計士協会)</u> を参照の上、会計ルールに基づいた適切な引当を行うこととする。 <u>(3) 貸出債権の全部または一部を十分な資本的性質が認められる劣後ローン(以下「資本的劣後ローン(准資本金型)」に転換している場合には、債務者区分等の判断において、上記(1)の諸条件を満たしているか否かにかかわらず、資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)1.(3)の(注)により、当該資本的劣後ローン(准資本金型)を当該債務者の資本と</u>

(改定前)			(改定後)		
		(3) 資本的劣後ローンに転換された部分が貸出条件緩和債権（要管理債権）（「自己査定」（別表１）の１．の（11）の②）に該当する場合であっても、当該債権の残債及び当該債務者に対するその他の債権については、<u>資産査定管理態勢の確認検査用チェックリストの規定（「自己査定」（別表１）の１．の（３）の②の（注）、「償却・引当」（別表２）の１．の（１）の②のイの（注））にかかわらず、</u>これらをあらかじめ要管理先に対する債権として扱うことはしないものとする。これらの債権については、それらが貸出条件緩和債権に該当するか否かを中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（Ⅲ－４－９－４－３リスク管理債権額の開示）に沿って判断するものとする。			みなすことができることに留意する。 (4) 資本的劣後ローン（<u>早期経営改善特例型</u>）及び資本的劣後ローン（<u>准資本金型</u>）に転換された部分が貸出条件緩和債権（要管理債権）（「自己査定」（別表１）の１．の（11）の②）に該当する場合であっても、当該債権の残債及び当該債務者に対するその他の債権については、これらをあらかじめ要管理先に対する債権として扱うことはしないものとする。<u>（資産査定管理態勢の確認検査用チェックリストの規定（「自己査定」（別表１）の１．の（３）の②の（注）、「償却・引当」（別表２）の１．の（１）の②のイの（注）参照）</u>これらの債権については、それらが貸出条件緩和債権に該当するか否かを中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（Ⅲ－４－９－４－３リスク管理債権額の開示）に沿って判断するものとする。

(改定前)			(改定後)		
		(参考) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト (追加) 自己査定（別表１）の１．の（１１）の② 「要管理債権」とは、要注意先に対する債権のうち「３カ月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として３カ月以上延滞している貸出債権）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権）」（金融機能再生緊急措置法施行規			(参考) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト 自己査定（別表１）の１．の（３）の（注） 「債務者の実態的な財務内容」の把握にあたり、十分な資本的性質が認められる借入金は、新規融資の場合、既存の借入金を転換した場合のいずれであっても、負債ではなく資本とみなすことができることに留意する。 自己査定（別表１）の１．の（１１）の② 「要管理債権」とは、要注意先に対する債権のうち「３カ月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として３カ月以上延滞している貸出債権）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権）」（金融機能再生緊急措置法施行規

(改定前)			(改定後)		
		則第4条)をいう。 自己査定(別表1)の1.の(3)の②の(注) 「要管理先である債務者」とは、要注意先の債務者のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者をいう。以下同じ。 償却・引当(別表2)の1.の(1)の②のイの(注) 「要管理先に対する債権」とは、要注意先である債務者のうち当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者に対する債権をいう。以下同じ。			則第4条)をいう。 自己査定(別表1)の1.の(3)の②の(注) 「要管理先である債務者」とは、要注意先の債務者のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者をいう。ただし、要管理債権が貸出条件緩和債権のみであり、貸出条件緩和債権の全てが、本別表1.(3)(注)又は「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕7.資本的劣後ローンにおいて資本とみなすことのできるとされている債権である債務者は、「要管理先である債務者」に該当しない。以下同じ。 償却・引当(別表2)の1.の(1)の②のイの(注) 「要管理先に対する債権」とは、要管理先である債務者に対する全ての債権(要管理債権でない債権を含む)をいう。以下同じ。

(改定前)	(改定後)
3. 検証のポイントに関する運用例 (事例1)～(事例25) (略) (事例26) 概況 債務者は、当金庫メイン先(シェア90%、与信額:平成15年3月決算期500百万円)主に食料品を扱うスーパーを現在4店舗を営んでいる。 業況 店舗別の業況をみると、2店舗については概ね黒字を達成しているものの、残りの2店舗については、近隣に大手小売店が新店舗を開店した影響を受けて売上が落ち込み、また、店舗取得時の借入負担が重いこともあって、前期末まで3期連続して大幅な赤字、小幅な資産超過の状況となっていた。 このような中で、当金庫は、債務者の経営支援を図る目的から、元本返済猶予(300百万円)を行ってきており、当該債権については、貸出条件緩和債権としてきた。 今般、当金庫は、同社の経営再建を図るため、同社と協力して、不採算店舗の閉鎖及び店舗建物の処分、全面的なコスト削減措置の実施、営業体制の抜本的な見直し、役員やその親族に対する報酬・給与の制限等を中心とした実現性の高い経営再建計画を策定した。また、この計画にあたっては、同社に対する債権の一部(不採算店舗の閉鎖による特別損失計上により今期末債務超過部分の75百万円)を一定の条件((注)参照)を付した債権(以下「資本的劣後ローン」という)に転換することを約した。	3. 検証のポイントに関する運用例 (事例1)～(事例25) (略) (事例26) 概況 債務者は、当金庫メイン先(シェア90%、与信額:平成15年3月決算期500百万円)主に食料品を扱うスーパーを現在4店舗を営んでいる。 業況 店舗別の業況をみると、2店舗については概ね黒字を達成しているものの、残りの2店舗については、近隣に大手小売店が新店舗を開店した影響を受けて売上が落ち込み、また、店舗取得時の借入負担が重いこともあって、前期末まで3期連続して大幅な赤字、小幅な資産超過の状況となっていた。 このような中で、当金庫は、債務者の経営支援を図る目的から、元本返済猶予(300百万円)を行ってきており、当該債権については、貸出条件緩和債権としてきた。 今般、当金庫は、同社の経営再建を図るため、同社と協力して、不採算店舗の閉鎖及び店舗建物の処分、全面的なコスト削減措置の実施、営業体制の抜本的な見直し、役員やその親族に対する報酬・給与の制限等を中心とした実現性の高い経営再建計画を策定した。また、この計画にあたっては、同社に対する債権の一部(不採算店舗の閉鎖による特別損失計上により今期末債務超過部分の75百万円)を一定の条件((注)参照)を付した債権(以下「資本的劣後ローン 〔早期経営改善特例型〕」という)に転換することを約した。

(改定前)	(改定後)
(注)一定の条件について ① 資本的劣後ローンについての契約が、金融機関と債務者との間で双方合意の上、締結されていること ② 資本的劣後ローンの返済(デフォルトによらない)については、資本的劣後ローンへの転換時に存在する他の全ての債権及び計画中に新たに発生することが予定されている債権が完済された後に償還が開始すること ③ 債務者にデフォルトが生じた場合、金融機関の資本的劣後ローンの請求権の効力は、他の全ての債権が弁済された後に生ずること ④ 債務者が金融機関に対して財務状況の開示を約していること及び、金融機関が債務者のキャッシュフローに対して一定の関与ができる権利を有していること ⑤ 資本的劣後ローンが、④その他の約定違反により、期限の利益を喪失した場合には、債務者が当該金融機関に有する全ての債務について、期限の利益を喪失すること	(注)一定の条件について ① 資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)についての契約が、金融機関と債務者との間で双方合意の上、締結されていること ② 資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)の返済(デフォルトによらない)については、資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)への転換時に存在する他の全ての債権及び計画中に新たに発生することが予定されている債権が完済された後に償還が開始すること ③ 債務者にデフォルトが生じた場合、金融機関の資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)の請求権の効力は、他の全ての債権が弁済された後に生ずること ④ 債務者が金融機関に対して財務状況の開示を約していること及び、金融機関が債務者のキャッシュフローに対して一定の関与ができる権利を有していること ⑤ 資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)が、④その他の約定違反により、期限の利益を喪失した場合には、債務者が当該金融機関に有する全ての債務について、期限の利益を喪失すること
自己査定 当金庫は、債務者の信用リスクの分析にあたって、転換後の資本的劣後ローンを資本とみなし、経営再建計画を勘案し、債務者区分については要注意先とした。また、本経営再建計画を実施すれば、概ね3年程度で、正常先となるなど、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-9-4-3(2)、③、ハ後段にいう「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」の要件を満たしていると判断したことから、資本的劣後ローン及び残債について貸出条件緩和債権に該当しないものとした。	自己査定 当金庫は、債務者の信用リスクの分析にあたって、転換後の資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)を資本とみなし、経営再建計画を勘案し、債務者区分については要注意先とした。また、本経営再建計画を実施すれば、概ね3年程度で、正常先となるなど、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-9-4-3(2)、③、ハ後段にいう「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」の要件を満たしていると判断したことから、資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)及び残債について貸出条件

(改定前)	(改定後)
なお、当金庫は資本的劣後ローンの引当てについては、市場価格のない株式の評価方法を踏まえて算出した結果、当該実質価額がゼロとなったこと等を踏まえ、100%の引当を実施している。 (検証ポイント) 要注意(要管理)先債務者において、経営再建計画に沿って、既存の債務を資本的劣後ローンに転換した場合の取扱い (解説) 1. 金融庁監督局長の諮問する研究会である「新しい中小企業金融の法務に関する研究会」は、平成15年7月16日に、報告書及び「中小企業の事業及び財務再構築のモデル取引に関する基本的考え方」(以下「基本的考え方」という)を策定・公表している。 本事案は、債務者の再建計画において、この「基本的考え方」における債務型のモデル取引を取り入れたものである。 2. 本事例において、当該資本的劣後ローンについては、検証ポイント(7. 資本的劣後ローンの取扱い)の要件を全て満たしているのであれば、債務者区分や貸出条件緩和債権の判断において、当該資本的劣後ローンを当該債務者の資本としてみなすこ	緩和債権に該当しないものとした。 なお、当金庫は資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)の引当てについては、「銀行等金融機関の保有する貸出債権が資本的劣後ローンに転換された場合の会計処理に関する監査上の取り扱い」(平成16年11月2日日本公認会計士協会)のうち、準株式法(市場価格のない株式又は種類株式の評価に準じて貸倒見積高を算出する方法)により、100%の引当を実施している。 (検証ポイント) 要注意(要管理)先債務者において、経営再建計画に沿って、既存の債務を資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)に転換した場合の取扱い (解説) (削除) 1. 本事例において、当該資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)については、検証ポイント(7. 資本的劣後ローンの取扱い)の要件を全て満たしているのであれば、債務者区分や貸出条件緩和債権の判断において、当該資本的劣後ローン(早期経営

(改定前)	(改定後)
とができると考えられる。 債務者区分については、その財務内容は、資本的劣後ローンを資本としてみなせば、問題がある状況にはないものの、業況については、事業再生が緒についたばかりであり、良好とはいえないことから、要注意先に相当する可能性が高いと考えられる。 3. また、貸出条件緩和債権の判断に当たっても、資本的劣後ローンを資本とみなして検討を行うと、本事例については、元本返済猶予を行っているものの ① 債権の一部を資本的劣後ローンへ転換（以下「DDS（デット・デット・スワップ）」という）するとともに、全面的なコスト削減措置の実施、営業体制の抜本的見直し、役員等に対する報酬等の制限等を含む経営再建計画を作成しており、その内容は売上高、費用及び利益の予想等の想定が十分厳しいものとなっていること ② 当該経営再建計画の実施により概ね3年後には、資本的劣後ローンを資本として扱うことを前提とした当該債務者の債務者区分が正常先となることが見込まれること ③ DDSを実施したこと及び今後の事業見通しを勘案すれば、債務者の信用リスクが低下していることと見込まれることを踏まえ、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていることと見込まれる場合であること。 等、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ－4－9－4－3(2)、③、ハの要件を満たしている場合、資本的劣後ローン及び残債は、貸出条件緩和債権には該当しないものと考えられる。	改善特例型を当該債務者の資本としてみなすことができると考えられる。 債務者区分については、その財務内容は、資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）を資本としてみなせば、問題がある状況にはないものの、業況については、事業再生が緒についたばかりであり、良好とはいえないことから、要注意先に相当する可能性が高いと考えられる。 2. また、貸出条件緩和債権の判断に当たっても、資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）を資本とみなして検討を行うと、本事例については、元本返済猶予を行っているものの ① 債権の一部を資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）へ転換（以下「DDS（デット・デット・スワップ）」という）するとともに、全面的なコスト削減措置の実施、営業体制の抜本的見直し、役員等に対する報酬等の制限等を含む経営再建計画を作成しており、その内容は売上高、費用及び利益の予想等の想定が十分厳しいものとなっていること ② 当該経営再建計画の実施により概ね3年後には、資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）を資本として扱うことを前提とした当該債務者の債務者区分が正常先となることが見込まれること ③ DDSを実施したこと及び今後の事業見通しを勘案すれば、債務者の信用リスクが低下していることと見込まれることを踏まえ、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていることと見込まれる場合であること。 等、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ－4－9－4－3(2)、③、ハの要件を満たしている場合、資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）及び残債は、貸出条件緩和債権には該当しないものと考えられる。

(改定前)	(改定後)
4. また、上記3. ③の判断において、資本的劣後ローンの業績連動型の金利設定としている場合について、現在の金利のみならず、将来、業績が向上した際の金利を含めた当該債務者に対する取引の総合的な利回りを勘案して差し支えない。なお、その場合における将来受けうる金利については、合理的かつ実現性の高い経営再建計画により、算出するものとする。 5. なお、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ－4－9－4－3(2)、③、ハの要件を満たしていない場合であっても、資本的劣後ローン、当該債権の残債及び当該債務者に対するその他の債権がそれぞれ貸出条件緩和債権に該当するか否かを中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ－4－9－4－3(2)、③、ロに沿って判断するものとする。その結果、資本的劣後ローンが貸出条件緩和債権(要管理債権)に該当する場合であっても、当該債権の残債及び当該債務者に対するその他の債権が貸出条件緩和債権に該当しないときには、<u>資産査定管理態勢の確認検査用チェックリストの規定(「自己査定」(別表1)の1. の(3)の②の(注)、「償却・引当」(別表2)の1. の(1)の②のイの(注))にかかわらず、当該債権の残債及び当該債務者に対するその他の債権を「要管理先に対する債権」として、扱うことはしないものとする。</u>	3. また、上記3. ③の判断において、資本的劣後ローン(<u>早期経営改善特例型</u>)の業績連動型の金利設定としている場合について、現在の金利のみならず、将来、業績が向上した際の金利を含めた当該債務者に対する取引の総合的な利回りを勘案して差し支えない。なお、その場合における将来受けうる金利については、合理的かつ実現性の高い経営再建計画により、算出するものとする。 4. なお、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ－4－9－4－3(2)、③、ハの要件を満たしていない場合であっても、資本的劣後ローン(<u>早期経営改善特例型</u>)、当該債権の残債及び当該債務者に対するその他の債権がそれぞれ貸出条件緩和債権に該当するか否かを中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ－4－9－4－3(2)、③、ロに沿って判断するものとする。その結果、資本的劣後ローン(<u>早期経営改善特例型</u>)が貸出条件緩和債権(要管理債権)に該当する場合であっても、当該債権の残債及び当該債務者に対するその他の債権が貸出条件緩和債権に該当しないときには、<u>当該債務者を要管理先として扱うことはしないものとする。(資産査定管理態勢の確認検査用チェックリストの規定(「自己査定」(別表1)の1. の(3)の②の(注)、「償却・引当」(別表2)の1. の(1)の②のイの(注))参照)</u>
(参考：引当金、開示債権の状況) 前期末 引 当 金：75百万円 (500 百万円×15%) 開示債権：リスク管理債権として、条件緩和を実施していた300百万円を開示。	(参考：引当金、開示債権の状況) 前期末 引 当 金：75百万円 (500 百万円×15%) 開示債権：リスク管理債権として、条件緩和を実施していた300百万円を開示。

(改定前)	(改定後)
当期末 引 当 金:88百万円 (75百万円(劣後ローン)×100%)+(425 百万円(残債)×3%)) 開示債権:リスク管理債権に該当せず。 (事例27) (略)	当期末 引 当 金:88百万円 (75百万円(劣後ローン)×100%)+(425 百万円(残債)×3%)) 開示債権:リスク管理債権に該当せず。 (事例27) (略)